

判決年月日	平成２５年９月１０日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２４年（ネ）第１００４４号		
○ 控訴人の営業上の信用を害する虚偽事実の告知を否定した上で、被控訴人らの不正競争防止法２条１項１４号、４条に基づく損害賠償を否定した原判決を変更し、虚偽事実の告知を認めた上で、控訴人の主張する損害額の一部に関して同法の責任を肯定した事例			

（関連条文）不正競争防止法2条1項14号、4条

本件は、控訴人の請求及び被控訴会社の請求からなる。控訴人は、被控訴人らが、控訴人の取引先を奪うことを企図し、控訴人の取引先に、控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したと主張して、不正競争防止法2条1項14号、4条に基づき、4800万円余りの損害賠償を原審で請求した（第1事件）。これに対し、被控訴会社は、控訴人との業務委託契約に基づき、業務委託料1900万円余りと商事法定利率、下請代金支払遅延等防止法所定の率による遅延損害金を控訴人に請求した（第2事件）。なお、原審では、控訴人の代表取締役とその夫も第2事件の被告となっていたが、当審では当事者になっていない。

原判決は、控訴人の請求を棄却し、被控訴会社の控訴人に対する請求を認容した。控訴人は、当審において、請求を1億8000万余りに拡張したほか、民法719条による共同不法行為に基づく損害賠償及び雇用契約上の誠実義務・注意義務違反等の債務不履行に基づく損害賠償を請求原因として追加し、これらの訴訟物は選択的な関係にあると主張した。

争点は、第1事件における虚偽告知の有無及び内容、損害の範囲のほか、第2事件における下請代金支払遅延等防止法の適否が控訴審から取り上げられることになった。

本判決は、概要、以下のとおり判示して、原判決を変更し、控訴審で請求を拡張した損害の一部を含めて6000万円余りの支払を被控訴人らに対して命じた。

本件各告知については、控訴人従業員作成の報告書や陳述書等が存在するが、原審では伝聞証拠であることを理由に信用性が否定されたものの、当審で追加された証拠等によれば、弁護士会照会等の回答により、取引先からも報告書等の記載内容と同旨の回答を得ていること、報告書等の作成経過にも問題はうかがわれないことといった事実から認めることができ、報告書等は信用できるというべきであるから、報告書等に基づいて本件各告知を認定することができる。そして、各告知の内容を見ると、控訴人の事業の縮小という虚偽の事実を含み、かつ、人材派遣という業務の性質上控訴人の信用をおとしめるものというべきである。そして、控訴人において残業代の未払という問題が認められるが、そうであったとしても、被控訴人らの不正競争防止法違反の責任の成否には影響しない。本件各告知の内容が概ね共通し、時期も短期間の間の行為であること、被控訴人らが控訴人を辞

めて被控訴会社に入社した経緯や時期の近接性が認められること、被控訴会社が事務所規模拡大等の準備行為をあらかじめ行っていたが、一定数の社員の入社が見込まれないと不可能であることといった事情等から共謀の事実を認めることができる。そして、告知に先だって取引先との契約が終了している１社を除いて告知と取引先との契約終了との間には因果関係が認められる。損害に関しては、控訴人の会社の規模やこれまでの契約の経緯からして、被控訴会社と取引先との契約期間が継続していた間は、控訴人が契約当事者であり続けた場合取引が続いていたと考えられ、その期間は損害が発生するというべきである。もっとも、各取引先との月額利益率に関する証拠については、合計額が記載されているものの売上原価が黒塗りされていて粗利率の計算根拠が明確でないことや、控訴人が原価から差し引いている諸経費の内容が不明で通信費等の営業経費が差し引かれた形跡がないことからすると、控訴人が予算を組んでいた利益率の概ね下限値である１５％を利益率と見た上で損害を算出するのが相当である。

なお、第２事件における業務委託料を相殺すると、相殺適状時における元本対当額が消滅する結果、それ以降の遅延損害金の発生はなく、下請法の適否は問題とはならない。